

The screenshot shows the main interface of the NEC OSS License Checker. At the top, there's a logo for 'NEC' and the text 'OSS License Checker'. Below that is a search bar with the URL 'http://oss-license-checker.nec-labs.jp/CheckResult?ProjectName=OpenSIPS'. The main content area has a blue header 'OpenSIPS - OSS License Checker' and a sub-header 'GPL Version 2.0 License'. It displays the following results:

ライセンス	規約
GPL Version 2.0 License	OpenSIPS

At the bottom right of the screenshot, there's a small note: 'Orchestrating a brighter world'.

皆さんは使いのライセンス	
IoT: 業者がライセンスには、TCP/IPの実装が必要	
■ 本家 *BSD ?	FreeBSD Copyright BSDライセンス
■ Linux ?	GNU GPLv2
■ クラウド OpenStack	Apache License 2.0
■ SDN OpenDaylight	Eclipse Public License (EPL)
■ ビッグデータ Hadoop	Apache License 2.0
■ 運用管理 Hinetmos, Zabbix	GNU GPLv2
■ データベース	
■ PostgreSQL	PostgreSQL License BSDライセンス
■ MySQL	GNU GPLv2
■ オフィスソフト LibreOffice	MPL 2.0

OSSライセンスの(私の分)4タイプ	
ソースの提供 (OSIS)	GLP (GPLの拡張版等)
リバースエンジニアリング許可 (RGL)	GLP (OSSの再作成等)
ドキュメント必須化 (DOC)	GLP (OSSの再作成等)
OSSライセンス4タイプ (その他の長い)	
OSBYライセンス (SPL)	(複数のライセンスによる複数の権利)
BSDライセンス	パブリック利用のための ソース公開義務なし。 ライセンス文書は複数
MPLライセンス	ソース公開のための ライセンス文書
LGPLライセンス	バイナリの利用の 場合にソースを提出する 義務がある
GPLライセンス	ソース公開のための (Copyleft) 複数作成者間でソース 共同利用のための ソース公開義務あり

- GPLを思想的に考えすぎていなか?
- GPLのOSSがすべて
- フリーソフトウェア運動に賛同している
- わけではない。
- GPL自身、賛同していない人のためにある。
- だから、契約と考える???

GNU GPLを作成した人達が、  
「GPLは契約ではない」  
と繰り返し述べていたことを  
ご存じでしょうか？

## Licenses are not contracts: ライセンスは契約ではない

2006年 GPL3策定中の国際会議のQ&Aでの回答  
<http://fsf.org/campaigns/gpl-3/baroque-major-transcript.en.html>

a licence is a unilateral permission,  
not an obligation,  
ライセンスは、一方的な許諾であり、  
(契約などの)債務などではない

2006年、Heather Meeker弁護士が、  
「アメリカだけじゃない!」著作権法って  
:米国法曹会 科学技術部 OSS委員会共同議長

**Only in America? Copyright Law  
Key to Global Free Software Model**



The evidence of legal systems without cultural  
enforcement of copyright law in countries where  
the software is freely available, such as Venezuela,  
is a key to the free software model.

<http://www.linuxinsider.com/story/50421.html>

Most free software licenses are based on copyright law,  
and for good reason:

ほとんどの自由ソフトウェアの  
ライセンスは、著作権法と、  
正当な理由によりに基づいている：

つまり、

Copyright law is much more uniform among countries than contract law, which is the other possible choice.

著作権法は、  
国家間で、契約法や他のありうる選択より、  
非常に均質である。

There's another reason not to use contract law:  
It would require every distributor to get a user's formal  
assent to the contract before providing a copy.  
To hand someone a CD  
without getting his signature first would be forbidden.  
契約法を使わぬもう一つの理由は、コピーを提供する前に契約へのユーザーの正式な同意を得ることを、あらゆる発布者に要求するから。彼のサインをもらうことなく誰かにCDを渡すことは、  
禁じられている。

what a pain in the neck!

2003.8.20 SOFTICの研究会報告書  
「オープンソース・ソフトウェアの現状と今後の課題について」

■実際の成立 APA(7/11/117)

- ・ GPLは契約ではないけど、もと可視である。しかし、
- ・ さらにはFAQにおいて、GPLは著作権に基づくライセンスである」と回答したことなどを考へた場合、

**GPL作者の意図**は利用者がGPLプログラムの複製・頒布を許諾する許諾契約であると考えることは間違いないが、GPLは使用許諾契約であるないであろう。

「ライセンス=契約」という見入れ！？

GPL作成者の Stallman氏の意図は、「契約しているうがりさ！」

世界中の弁護士がこの勘違いをしているのか?

実は、俗世間は、最初に、国際する命題を認識していた

## Only in America? Copyright Law Key to Global Free Software Model

*This existence of legal systems without robust copyright laws makes it easier for software development is a highly robust enterprise, is a serious threat to the free software model.*

「enforcement」つまり、違反した者にソース公開を「(強制)執行」されられるか否か、という命題が焦点と勘違いしている模様。

2009.4 GNU GPLv3 解説書「GPLv3条項解説」(IPA)  
第3章 参考 2. GPLは“enforceable”か? (1/25/2025)  
... “enforceable”（執行可能性）とは、GPLの違反者に対する法律の定める義務の履行を強制できるということである。  
たとえば、GPLの違反者に対して訴訟を提起した場合において、裁判所が違反者に対して、「GPLV3 第5条第11 ライグラフ 9 項の方法により、ソースコードを公開せよ」と命じることである。  
... 日本においてGPLは効果的契約と認められる可能性が高く、したがってソースコードの供給等と対話をにおいて命じることが可能と考えられる。

つまり、「GPLは契約か?」という命題に対して「契約である」とIPAの報告書は述べているのではない。

「GPL違反した紛争(裁判)になった場合、ソース開示を強制執行させられるか?」という命題に対して、  
「日本では、GPLは契約と解されて、強制執行させられる可能性が高い。」と述べているに過ぎない

- 企業としては  
■ 違反した後の紛争のことより、
- 違反しないように、理解するのが大事
- ではないでしょうか

でも、  
弁護士は法律の専門家だよね  
GPLの前提としている著作権法についても  
弁護士に相談するものだよね！？？？

**弁護士は**（横口敬輔「はじめてのアメリカ法律（補訂版）」著者解説、2013）

**弁護士は法律を知っている人ではない**（P39-40）

- 法律の素人は、弁護士が何でも知っていると考えがちです。
- そんなことはあるわけではありません。
- 六法全書における法律の条文をすべて知っていると考える人がいます。それは二重の間違いです。
- そんなことは不可能だという意味での間違いと、
- 条文だけ知っていても法律を知っていることにはならないという意味での間違いです。

裁判はほんとうに「はじめてのアメリカ法(補訂版)」有斐閣,2013

裁判は必ずしも真相究明の場ではない<sup>(P175)</sup>

- 日本の裁判制度の今後の可能性について
- 裁判は必ずしも真相究明の場ではないこと  
が知られるようになること。

法律の業人は、「法的にどうなの?」

つまり「判例は?」と聞くが、

判例で真相が光明化されて、唯一の真実を思い違いしている

皆さんが、気にするのは、**違反した後の紛争か？**  
違反しないための理解か？

- GPLの OSS を含む商品を頒布・販売すると、「ソースは？」と言われる。
- GPLの OSS を含む商品を頒布・販売すると、ソース開示義務が生じる契約と考えるのか？
- GPLの OSS を含む商品を頒布・販売するには、ソース開示という条件を満たさなければ、他人の著作権の侵害、GPL違反でしかない、と考えるのか？

皆さんが、気にするのは、**違反した後の紛争か？**  
**違反しないための理解か？**

- お店から商品を持ち出すと、  
「お金は？」と言われる。
- お店から商品を持ち出すと、  
お金を支払う義務が生じる契約と考えるのか？
- お店から商品を持ち出すには、  
お金を支払うという条件を満たさなければ、  
他人の所有権の侵害、万引きでしかない、  
と考えるのか。

- だから  
■ 出荷時に何もしないで、(出荷時に契約が成立と考え)
- 「GPLでも要求されたら、ソース公開すれば良い」
- の理解も、間違い  
無断で商品を持ち出しても、  
「お金を要求されたら、出せばいい」という理解と変わらない
- これでは、
- 出荷時に既に著作権侵害している

```

graph TD
    IP[著作権は、他人に無断で利用されない権利  
著作権は、特許権、商標権などと同じく、知的財産権の一つ]
    IP --> KIP[「知的財産権」とは、知識的創造活動によって何かが創り出された人に対する付与される、「他人に無断で利用されない」という権利]
    KIP --> TR[他人に無断で利用されない権利  
（のような行為を）  
特許権  
実用新案権  
意匠権  
商標権]
    TR --> TM[使う人はこうしなさい、という  
ルールではないことに注意！]

```

OSSも、著作権法で保護されているプログラムなので、そのままでは  
 なにが、著作権侵害か

OSS

download(OSS)

OSS License Agreement

PkgSoft

download(PkgSoft)

PkgSoft License Agreement

著作権侵害！

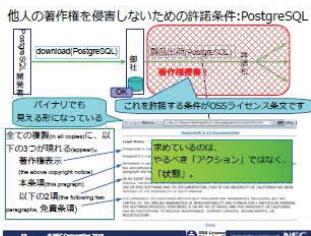
著作権侵害！

著作権も「ものへの支配権」の一つ

```

graph TD
    A[ものへの支配権] --> B[有体物]
    A --> C[無体物]
    B --> D[動産]
    B --> E[不動産]
    C --> F[権利]
    C --> G[手順]
  
```

GPLは「著作権」ではなく、「著作権」のライセンス		
「しなければならない」と書くと違うと言っているのではないか		
道理で違う。		
手順として考えるのはなく、他人の権利を尊重しないようにする。		
他の人の権利を行使しても許される権利を施すように考える。		
個人の権利	所有権	著作権
他人の権利の行使	商品の出し出し	GPLの著作権の譲渡(権利)
行使が許される条件1	現金払い	ソースの奉仕
行使が許される条件2	結果	ソース開示する権利の申し出の憑用
条件を満たさず行使	現金(万引き)	著作権譲渡(GPL違反)



「OSSの使い方を定めたルール」という表現に含む誤解  
 「ルール」は「規範」や「基準」である。  
 ●「人を殺してはいけません」など  
 ●「命を落とすことはいけません」など  
 ●どこにそのルールに明文化されているか? しかし、それは、分身の人・物・期間など予測不可能な状況であります。  
 ●要法において著者的人権を規定  
 原法で物権・所有権を規定  
 ●何をしたか、人権を侵害しないか  
 ●何をしなかったら、侵害しないか  
 という手順で規定されている。  
**「著作権」も同じ**  
 ●多くの人・物に対する手帳、何年と有效的なルールは、手帳では無く、個人の権利を規定し、個人の権利を侵害しないことをルールとする。  
 権利を侵害しない範囲で自由な経営活動が実現される。

つまり  
 OSSライセンスを知識として蓄積しようとしても  
 理解は難しい、違反してしまう。  
 「著作権」というものを理解して、  
 著作権に関する記述という前提で  
 ライセンス条文を読み理解できる。(あさう)

「OSSライセンスと著作権法」セミナーでも、そのように構成  
 第1章 OSSは一般的に他の著作物  
 第2章 著作物の「利用」とは「著作権の行使」  
 第3章 ライセンス違反は著作権侵害  
 第4章 著作権行使の許諾  
 各OSSライセンスの条文を読む  
 第5章 組合著作物に関する詳説と新たな問題  
 第6章 基本的な対策例  
 案例 GRBについてなぜ? (基本、公開版)  
 案例2 件削除  
 案例3 フィルタリング、セキュリティ強化 (機密性)  
 案例4 リバースエンジニアリング (盗作)

\Orchestrating a brighter world

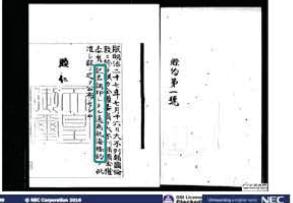
NEC

日英通商航海条約(3/3)-領事裁判権の廃止に先立ち工場の所有権及財産の保護に関する列国間条約に加入すべきことを約す

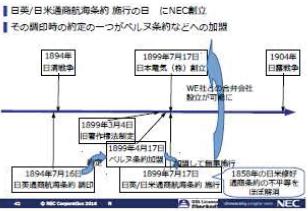


さて、日本電気（株）は1899年7月17日に創立されました  
 それは、日英/日米通商航海条約(japan)施行の日  
 ■日 英 通 商 海 航 条 約 ... ?  
 ●1854年 日米和親条約 ベリーーの黒船来航(1853,1854)  
 ●1858年 日英修好通商条約・井伊大老、不平等条約(?)  
 ●なら知っているが...  
 ●その不平等と言われた領事裁判権と關稅自主権の一部回復した  
 ●1894年7月16日、最初に、日英通商航海条約 で調印  
 ●調査名原本 神奈川二十一年六月二十七日、英國トスモア列島トノ通商航海条約  
 http://www.japan.go.jp/DAS/mesta/NetPhoto/01\_STYLE/default/MIFCODE=A0202190003NTYH.jpg

日英通商航海条約(1/3)-明治27年(1894年)7月16日 調印



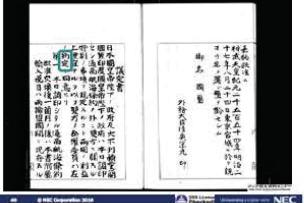
日清戦争と日露戦争「坂の上の雲」の時代の出来事



ペルス条約などによって世界中で「非常に均質」に保護されます



日英通商航海条約(2/3)-約約の他に(実施までの)「約定」



Protex展示中: ぜひ、ご覧ください!

